

平成 27 年度第 3 回 仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会
(議事録)

- 1 日 時 平成 27 年 12 月 21 日 (月) 13 時 30 分～15 時 30 分
- 2 場 所 仙台市役所本庁舎 2 階 第 4 委員会室
- 3 出席者 委員定数 10 名 (出席者 8 名, 欠席者 2 名)
 - (1) 出席 水谷修委員長、佐藤憲子副委員長、長内美香子委員、熊谷元和委員、佐藤康行委員、千石浩委員、田辺泰宏委員、梨本雄太郎委員
 - (2) 欠席 佐藤美佳子委員、堀越祥浩委員
- 4 議事録署名委員 千石浩委員、田辺泰宏委員
- 5 議 事
 - (1) 「仙台市放課後子どもプラン実施方針 (旧方針)」の評価について
 - (2) 仙台市放課後子ども総合プランに係る実施方針 (案) について

(議事要旨)

1 開 会

2 挨拶
委員長

3 報 告

○平成 28 年度仙台市放課後児童クラブの申込みについて
(事務局より説明)

資料 1 により平成 28 年度児童クラブ募集について概要を説明。

(質疑応答)

委員長：締め切りを過ぎても申込み数が出ていないということは現在集計中ということで良いか。

事務局：現在集計中である。

4 議 事

(1) 「仙台市放課後子どもプラン実施方針 (旧方針)」の評価について
(事務局より説明)

資料 2-1、2-2、2-3 により、第 1 回、第 2 回委員会での意見、事前照会でいただいた意見と事務局での見直し箇所を含め、資料に修正を加えた旨等を説明。

(質疑応答)

委員長：資料 2-2 p. 2 上段の梨本委員の意見についての修正は、このとおりで良いか。

各委員：(異議なし)

長内委員：資料 2-2 p. 2 で“～児童クラブの児童が放課後子ども教室で行う”のあとの「、」が消えているが、資料 2-1 では「、」が残っているが良いのか。

委員長：資料 2-1 の「、」は削除するということをお願いしたい。また、その後の佐藤副委員長の修正についてもそのとおりで良いか。

各委員：(異議なし)

委員長：「一体型・連携型」に関連する梨本委員の意見についての修正は、これで良いか。

各委員：(異議なし)

委員長：資料 2-2 p. 3 に記載されている、「2 推進体制の整備」は前回の委員会に基づいて記載が追加されている。この部分についてはいかがか。

各委員：(異議なし)

委員長：これ以外の部分について何か意見はあるか。

梨本委員：資料 2-2 p. 2 上段において前回の修正点として「情報の共有」とあるが、「情報の共有」ということだけではやや弱いと感じた。例えば、何月何日にこんなイベントがありますという学校への連絡だけでも、「情報の共有」になる。そうではなくて、放課後子ども教室の活動理念や意義等を伝えたり、あるいは学校の先生方が当該活動をどのようにとらえているのか聞き取ったりというように、もう少し踏み込んで書いても良いのではないかと。放課後子ども教室はまだ歴史も浅いし、地域ごとにやり方や考え方が違う。そういったことをふまえて「情報の共有」ができれば、学校の教育課程の中で解決できないことを放課後子ども教室の中で解決できたり、放課後子ども教室の中での発見を学校へフィードバックできたりすることにつながるのではないかと。

委員長：資料 3 の中に今の梨本委員の意見を入れられる箇所はあるのか。あるいは、ないとすればこの評価の中に入れるのが良いのではないかと。

田辺委員：梨本委員の意見はまさにその通りだと思う。「情報の共有」というのは曖昧な表現であるし、範囲が広い。とらえ方によって主観が含まれる可能性がある。もう少し項目を細

かくして載せた方が良い。これがどこに入るのかと考えると、資料 3 の中が良いのではないか。

事務局：資料 3 p. 2 「3 放課後子ども教室の平成 31 年度までの整備計画」の中に、事業の位置づけを学校側に伝えながら整備を進めるという書きぶりで含めることが可能ではないかと考える。

委員長：評価は評価で終わってしまうということもあるので、評価を受けて何らかの形で実施方針に明記されたら良い。とりあえず、議事録にこのような意見（梨本委員の意見）があったという記録を残し、評価の中にはもりこまず、実施方針の中にどのように入れるかという議論を本日後半に残す、ということによろしいか。

各委員：（異議なし）

委員長：それでは議事（1）は本日の梨本委員の意見をどこに含めるかという議論を後半に回す前提で、資料 2-1 にあるとおりとりあえず確定。ただし、資料 2-1 p. 1 “～児童クラブの児童が放課後子ども教室で行う”の後の「、」は削除。

各委員：（異議なし）

（2）仙台市放課後子ども総合プランに係る実施方針（案）について

（事務局より説明）

資料 3 により、第 1 回、第 2 回委員会での意見、事前照会でいただいた意見と事務局での見直し箇所を含め、資料に修正を加えた旨を説明。

（質疑応答）

委員長：具体的な修正案が資料 3 p. 3 の中段あたりに示されたがいかがか。

各委員：（異議なし）

長内委員：資料 3 p. 4-3 下から 2 行目の「福祉部局」とは何か。

事務局：福祉部局とは、具体的には子供未来局のこと。

田辺委員：健康福祉局は入らない？

佐藤副委：もっと具体的に書いた方が良いのでは。

佐藤委員：旧実施方針の中だと p.5 に子供未来局と明記しているので、ここの記載も福祉部局でなく子供未来局としても良いのでは。

事務局：小4の要支援児を28年度から受け入れる背景から、厳密に健康福祉局が入るか入らないか考えたときに入らないとは言い切れないため、福祉部局としたがここの表現としては子供未来局としても問題ない。

熊谷委員：そうなる窓口はどうなるのかという話にもなるのではないかと。具体的な問い合わせの窓口がよくわからない。

委員長：直接的な関連部局の連携を中心に考えるという観点から子供未来局と教育局の2つの名前をあげるということで良いか。

各委員：(異議なし)

梨本委員：本文だけでなく見出しのところも含めて修正して欲しい。

委員長：p.4の見出しを含めて3か所修正する。

佐藤委員：旧実施方針の p.5 に子供未来局「などの」と記載あり。障害系を意識して福祉部局とといった限定しない表現を用いているのではないかと。

田辺委員：「など」とつけると、熊谷委員が言ったように窓口が明らかにならない。

事務局：窓口ということでいうと子供未来局になる。

田辺委員：「責任のもとで」という言葉にも「など」がかかってくるのか。

事務局：責任には「など」はつけられない。

委員長：「など」が入っていたほうが実務上作業が進めやすくなるといったことはあるのか。限定されてしまうとほかに働きかけがしにくくなるといったことはあるのか。

田辺委員：福祉部局で悪くないと思う。福祉部局というのがきちんと明示されていればいい。具体的には注釈として明記されていれば良いのではないかと。1つの局に限定されてしまうと今のよう話にもなってしまうと思う。

事務局：福祉部局については、窓口は子供未来局となる。実務を行う上で健康福祉局との連携が必要となる。責任は教育委員会と子供未来局が負う。「など」がつかなくても実務上問題ないを考える。

委員長：では、福祉部局を子供未来局に置き換える（3か所）ということで良いか。

各委員：（異議なし）

委員長：それでは、前半の梨本委員の意見をどこにどのような形で入れたら良いか。

事務局：「情報共有」の委員の皆さんのイメージは？

佐藤副委：単純に文字で情報共有だと、日常の情報だけになってしまう。提案されたのは成り立ちから違うということを、学校側にも伝えてもらいたい。

佐藤委員：資料 2-4 p.3 「2 地域が一体となった取り組み」の説明文 3 行目に“情報の共有と共通理解を図る場を設ける”とある。この共通理解が課題とか思いを言い表しているのではないか。これをプランの中でどう取り込んでいくか考えると、先ほどの事務局の提案であった整備目標に取り込むのは違うのではないか。資料 3 「I 基本的な考え方」のどこか、あるいは「III 放課後子ども総合プランの実施に向けた方策等」の前段が適当なのではないか。

また、実施方針ができて旧方針がなくなるわけではない。旧方針をより具体的に進めるための、実施方針なので、これをセットにして旧実施方針に記載のある「共通理解」という文言だけで良しとするか、またはこれをより深めるために新実施方針の中での具体的文言を入れるのかということだと思う。

委員長：資料 3 が適当ではないか。

事務局：「I 基本的な考え方」というよりは、「III 放課後子ども総合プランの実施に向けた方策等」の前文あるいは 1、2、3 の本文中に入れるのが適当ではないか。

今回新しい実施方針（案）を提案させてもらっているが、この前提としては 26 年度 7 月 31 日に国が総合プランの中で児童クラブと放課後子ども教室を一体型あるいは連携させて行いなさいと示してきたことがある。この中の切り口としては児童クラブと放課後子ども教室との連携であって、学校と放課後子ども教室との連携や情報の共有といった表現は書かれていない。

先ほどからの議論を受けて児童クラブと放課後子ども教室が連携する前提として、学

校側に放課後子ども教室の理念などを理解してもらって、その上で一体型・連携型を進めていくべきだという流れにするとすれば、「Ⅲ 放課後子ども総合プランの実施に向けた方策等」の前文“～以下のとおりです。”のあとに、「なお」として続けるのが良いのではないか。例えば、“～以下のとおりです。なお、放課後子ども教室の活動のみならず、成り立ちや理念について学校側に十分理解してもらったうえで次のような取り組みを進めてまいります。”のような記述にしてはどうか。

委員長：この提案でいかがか。

梨本委員：落としどころとしてはその辺かなと思うが、もうちょっと詰めて考えたときに、誰が責任を持って事業を進めるのか。地域ごとにそれぞれ努力を促すのか、あるいは教育行政も関わるべきなのか。それがどこまで書けるのかよく分からない。ただ代案が今は思いつかない。

委員長：今の梨本委員の意見は前文に入れてしまうと理念的な話で終わってしまうのではないかという懸念だと思う。そこのところについては、事務局なりが何らかの形できちんと対応していくというニュアンスの内容を盛り込むといったところでしょうか。

委員の皆様がよろしければ、先ほどの事務局の提案にあったように「Ⅲ 放課後子ども総合プランの実施に向けた方策等」の前文“～以下のとおりです。”のあとに、先ほどの内容を記載し、さらにその実効性が担保されるような文面を追記するということが良いか。また、文案については事務局と委員長副委員長にお任せいただきたい。

各委員：(異議なし)


委員長：それではそれ以外ないようですので 原案を2点(p.4の福祉部局の修正とp.3に情報の共有の加筆(文面は事務局及び委員長副委員長に任せる))修正するという事でこの案を認めてもらうということで良いか。


各委員：(異議なし)

5 その他

第2回仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会の議事録について内容確認及び署名の承認。

6 閉会

議事録署名委員 千石 浩  印

議事録署名委員 田辺 泰宏  印